

令和2年度姫島 I T アイランド構想推進のための動画制作及びWEB 情報発信業務 仕様書

1 目的

県では、姫島村と連携し、村内に I T 企業・人材を呼び込み、新たな雇用の場と活力の創造を目指し、I o T 等の先端技術による地域課題解決を目指す「姫島 I T アイランド構想」を推進し、もって県全体の産業の活力創出を図ることとしている。

本事業は、県外の I T 企業や人材に対して、I T アイランド構想を掲げる姫島村の魅力（ワーケーションやサテライトオフィスなどに加え、人々の営みや自然環境、生活環境など、様々な魅力）を発信し、姫島村に呼び込むべく、主に動画サイトでの発信を前提とした動画を制作するとともに、公開時にWEBメディアやWEB上のプレスリリースメディアなどを通じた情報発信を行うことを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 動画制作

- ・ワーケーションやサテライトオフィスとしての姫島 I T アイランドの魅力を、観光資源や文化、人々の営み、自然環境など、多様な魅力とともに伝えるオンライン配信用の動画の企画案を作成し、委託者及び姫島村との意見交換の内容を反映させたうえで、動画を制作する。

(動画の内容)

- ・メインターゲットは、地方移住や地方でのワーケーション等に関心を持つ都市圏の I T 関連人材とする。
- ・動画の長さは、約 15 分のものを 1 本、3 分程度のダイジェスト版を 1 本とする。ただし、委託者との協議において、より最適な動画の長さが提案・推奨された場合はこの限りではない。
- ・可能な限り高画質なものを提案すること。
- ・オンライン、SNS 上で配信できるファイル形式とすること。(必要に応じて、企画運営会議にてファイル形式、データ容量等について指示を仰ぐこと。)
- ・本事業の実施主旨が視聴者に伝わるよう工夫を凝らすこと。
- ・姫島村や I T アイランドの情報が拡散され、定着するような、興味を引く内容を積極的に盛り込むこと。
- ・配信内容等に変更が生じ、情報の修正等が必要となったときは、委託者からの依頼を受けて作業を行うこと。
- ・必要に応じて、姫島村の所有する動画素材の使用も可とする。使用する場合、姫島村と協議を行うこと。

(具体的な業務内容)

- ・絵コンテや動画の構成台本等による企画案を作成し、委託者及び姫島村に提出すること。委託者及び姫島村の意見等を反映させること。
- ・本業務で制作する動画、画像の肖像権や著作権等の権利関係の処理を行うこと。
- ・取材先の提案、手配及び調整をすること。
- ・動画及びサムネイル用写真の撮影をすること。
- ・動画の編集をすること。

(2) 公開時のWEB上のプレスリリースメディアなどを通じた情報発信

- ・(1)で制作した動画について、契約期間内にYoutube上にアップロードすること。なお、アカウントは委託者において準備する。
- ・動画公開に関して、プレスリリースWEBメディアを通じた情報発信を行うこと。なお、アカウントは委託者において準備する。
- ・上記に関連して、姫島村の認知度・好感度を高め、ブランド力の向上と定着を図るのに最適なデザインのサムネイルやクリエイティブ、文章を作成すること。
- ・配信内容等に変更が生じ、情報の修正等が必要となったときは、委託者からの依頼を受けて更新作業を行うこと。

4 成果物及び提出物

(1) 動画

- ・本業務により制作した動画、画像は、制作完了後、速やかにデータにて納品すること
なお、本業務により制作した動画、画像の著作権の取扱いは、次のとおりとする。
- ① 受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。
- ② 大分県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ③ 受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。
- ・なお、大分県において、姫島村に本業務により制作した動画、画像の利用許諾を行う予定である。

(2) 報告書

- ・WEB上のプレスリリースメディアなどを通じた情報発信業務の効果等に関するレポートを提出すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後10日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 将来的には、姫島村にて本動画制作の企画・コンセプトを踏襲した更なる動画制作の可能性もあるため、その際には、本事業の範囲外とはなるが、同村との協議や相談に真摯に応じること。
- (6) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。